

静岡県告示第99号

地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第330号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</p> <p>補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還</p> <p>(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により<u>速やかに</u>知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</p> <p>補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還</p> <p>(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（<u>消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。</u>）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、<u>別に定める日までに</u>知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を次のように改める。

別表

補助の対象					補助額
番号	事業の区分	事業の内容	対象経費	補助基準額	
1	対面相談事業	平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域	知事が必要と認められた額	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

		労働省社会・援 護局長通知別紙 「地域自殺対策 強化事業実施要 綱」（以下「国 実施要綱」とい う。）3(1)に該当 する事業	自殺対策強化事業を実施 する場合 事業の実施に 要する経費のうち、報 酬、賃金、報償費、旅 費、需用費、役務費、使 用料及び賃借料、工事費 （電話相談事業に必要な 電話回線の工事に伴うも のに限る。）、備品購入 費、委託料、負担金、補 助金等。ただし、恒常的 職員等に係る人件費等の 経常的な経費を除く。	(1) 事業者又は 市町が地域自 殺対策強化事 業を実施する 場合 補助対 象経費の実支 出額と補助基 準額とを比較 していずれか 少ない額と、 総事業費から 寄附金その他 の収入額を控 除した額とを 比較していず れか少ない額 に2分の1を 乗じて得た額 （算出された 額に1,000円未 満の端数が生 じた場合は、 これを切り捨 てた額）以内
2	電話相談事業	国実施要綱3(2) に該当する事業		
3	人材養成事業	国実施要綱3(3) に該当する事業		
4	普及啓発事業	国実施要綱3(4) に該当する事業		
5	自死遺族支援 機能構築事業	国実施要綱3(5) に該当する事業	(2) 市町が地域自殺対策強 化事業を行う事業者に補 助する場合 事業の実施 に要する経費のうち、報 酬、賃金、報償費、旅 費、需用費、役務費、使 用料及び賃借料、工事費 （電話相談事業に必要な 電話回線の工事に伴うも のに限る。）、備品購入 費、委託料、負担金、補 助金等について、市町が 補助する場合における当 該補助に要する経費	(2) 市町が地域 自殺対策強化 事業を行う事 業者に補助す る場合 市町 が補助するの に要する経費 と補助基準額 とを比較して いずれか少な い額に2分の 1を乗じて得

				<p>た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>
6	計画策定実態調査事業	国実施要綱3(6)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
7	若年層対策事業	国実施要綱3(7)に該当する事業	(1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料、負担金、補助金等。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。	(1) 事業者又は市町が地域自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
8	深夜電話相談強化事業	国実施要綱3(8)に該当する事業		
9	自殺未遂者支援事業	国実施要綱3(9)に該当する事業	(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うも	(2) 市町が地域自殺対策強化

			のに限る。)、備品購入費、委託料、負担金、補助金等について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
10	自殺未遂者支援・連携体制構築事業	国実施要綱3(10)に該当する事業	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める経費 (1) 事業者又は市町が地域	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 事業者又は市町が地域
11	災害時自殺対策事業	国実施要綱3(11)に該当する事業	自殺対策強化事業を実施する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、材料及び賃借料、工事費	自殺対策強化事業を実施する場合 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、
12	ハイリスク地対策事業	国実施要綱3(12)に該当する事業	(ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。)、備品購入費、委託料、負担金、補助金等。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額
13	地域特性重点特化事業	国実施要綱3(13)に該当する事業		

			<p>的な経費を除く。</p> <p>(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料、負担金、補助金等について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>		<p>に10分の10を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p> <p>(2) 市町が地域自殺対策強化事業を行う事業者に補助する場合 市町が補助するのに要する経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額に10分の10を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>
--	--	--	---	--	--

様式第10号中

「4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円」
を
「4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円

（注） 記載内容が確認できる書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合が確認できる資料等）を添付すること。 」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。